

大館市農業委員会総会議事録

令和4年1月14日

大館市農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 および場所	日 時	令和4年1月14日（金）午後1時58分 開会			
	場 所	比内総合支所 3階 大会議室			
2. 出席委員の氏名（16名）					
1番	渡邊 久留美	10番	菅原 一成	17番	虻川 マキ子
2番	石山 元一	11番	小畑 美恵子	18番	安部 幸美
4番	斎藤 重春	12番	富樫 英悦		
5番	小林 大樹	13番	畠山 繁司		
6番	小畑 純市	14番	浅利 瑞穂		
8番	高坂 千悦	15番	糸屋 由衛門		
9番	藤盛 久登	16番	菅原 和久		
3. 欠席委員の氏名（3名）					
3番	阿部 重信				
7番	伊藤 昇				
19番	渡邊 久雄				
4. 委員以外の出席者 職氏名		なし			
5. 出席した事務局 職員の職氏名	局 長	乳井 康和			
	次 長	宮崎 直人			
	係 長	佐々木 信成			
6. 議事録署名委員	2番	石山 元一		4番	斎藤 重春
7. 書記	佐々木 信成				

報 告 ・ 議 案

報告第 1 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知について
報告第 2 号	農用地利用配分計画（農地中間管理機構分）の認可について
報告第 3 号	地目変更登記に係る登記官からの照会について
議案第 1 号	農地法第 3 条の規定による賃借権（使用貸借による権利）設定許可申請に対する処分について
議案第 2 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について
議案第 3 号	農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について
議案第 4 号	農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）

局長

定刻前ではございますが、予定の皆様がお揃いですので、ただ今から総会を開会いたします。

初めに、会長より挨拶をお願いいたします。

糸屋会長

— 挨拶 —

議長

それでは会議に先立ちまして、本日の出席者数を確認したいと思います。
事務局から報告願います。

局長

本日の出席人数の報告ですが、委員総数 19 名中 16 名の出席であります。
よって、定足数に達しており会議は成立していることを宣言申し上げます。
なお、阿部 重信 委員、伊藤 昇 委員、渡邊 久雄 委員から、都合により欠席するとの連絡がございました。

議長

次に、大館市農業委員会総会会議規則第 16 条第 2 項の規定により、議事録署名委員を当職より指名してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数あり～

議長

ご異議ないようですので、指名いたします。

議席番号 2 番 石山 元一 委員、議席番号 4 番 斎藤 重春 委員にお願いします。

議長

それでは、早速会議に入ります。

業務報告等について事務局から説明願います。

局長

- ・業務報告(12月総会～1月総会)について
- ・報告第1号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知について

- ・報告第2号 農用地利用配分計画（農地中間管理機構分）の認可について
 - ・報告第3号 地目変更登記に係る登記官からの照会について
- 以上、報告する。

議長

ただいまの事務局の報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

14番（浅利委員）

14番 浅利です。

報告第3号について、地目を雑種地とする判断基準はあるのか。

局長

地目の種類は23種類ありますが、他の何の地目にも該当しないものが雑種地となります。

議長

他にございませんか。

議長

ないようですので、承認するものとします。

議長

それでは、議事に入ります。

初めに、議案第1号『農地法第3条の規定による賃借権（使用貸借による権利）設定許可申請に対する処分について』を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

37ページをお開き願います。

議案第1号 農地法第3条の規定による賃借権（使用貸借による権利）設定許可申請に対する処分について

次のとおり、農地法第3条の規定による賃借権（使用貸借による権利）設定許可申請があったので、これの処分（許可、不許可の決定）について意見を求める。

38 ページをお開き願います。

内訳は、No.1 の1件で、地目は田 3,345 m²であります。

借り受けの事由は、「経営拡張」で、貸借期間は5年です。

これらの許可要件の検討結果につきましては、お手元に配付の調査書の1ページに記載されておりますとおり、いずれも農地法第3条第2項第1号から第7号に該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

議案第1号について審議します。

何かご意見、ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第1号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

次に、議案第2号『農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について』を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

39 ページをお開き願います。

議案第2号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

次のとおり、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請があったので、この処分（許可、不許可の決定）について意見を求める。

40 ページをお開き願います。

内訳は、No.1 からNo.11 までの、11 件で、地目は全て田、面積合計は 17,291 m²であります。

譲受の事由は、「経営拡張」が、No.1、No.2、No.4 から 7 の 6 件、「自作地の交換」がNo.8 からNo.11 までの 4 件、「その他」市有地の譲渡がNo.3 の 1 件で、田となっている市有地を譲り受けるものです。

これらの許可要件の検討結果につきましては、お手元に配付の調査書の 2 ページから 12 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項第 1 号から第 7 号に該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

議長

議案第 2 号について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 2 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

次に、議案第 3 号『農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について』を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

45 ページをお開き願います。

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付につ

いて

次のとおり、農地法第5条の規定による転用を伴う所有権移転許可申請があったので、大館市長に送付するにあたり意見（許可、不許可相当）を求め

令和4年1月14日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

46 ページをお開き願います。

内訳は、No.1 の1件で、地目は畑1,163 m²であります。

転用目的は、不動産管理業を行っている法人である譲受人が、造成し集合住宅を建築しようとするものです。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

まず、法第5条第2項第1号及び第2号に規定する立地基準についてであります。申請地は、大館桂桜高校の東、約1.5 kmに位置する第1種住居地域の第3種農地で、農地法の運用、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)に該当します。

また、法第5条第2項第3号から第7号までに規定する一般基準についてであります。本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.1 の位置図及び配置図は、47、48 ページに記載のとおりであります。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、No.1 の現地調査の結果を議席番号 11 番の 小畑 美恵子 委員からご報告願います。

11 番（小畑 委員）

11 番の小畑 美恵子です。

議案第3号、No.1 について、去る1月6日に 富樫 英悦 委員と事務局2名の4名で現地を確認してまいりましたので報告いたします。

申請地は 47 ページの位置図になります。

この場所は、大館桂桜高校の東、約1.5 kmに位置する用途地域内第3種農

地で、片山にある国道7号の大館市消防本部とマクドナルド大館店の信号機付き十字路を市道片山4号線に入り第一貨物のT字路を右折し、市道片山野線を約150m直進した右側にある農地で、現在は休耕地として管理されておりました。

ページの配置図にありますように、3棟の集合住宅を建築しようとするものです。

隣地に農地は無い場所であり、表土を入れ替え、アスファルト舗装と砕石敷きとし、隣地とレベルを合わせると共に地先境界ブロックを設置し、土砂等の流出を防ぐ計画です。

汚水、生活雑排水は公共下水道に接続することから特に問題は無いものと見てまいりました。

皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

議案第3号について審議します。

何かご意見、ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第3号について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することとします。

議長

次に、議案第4号『農用地利用集積計画について（利用権設定）』を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

49ページをお開き願います。

議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画について、大館市長から決定依頼があったので、この可否について意見を求める。

なお、土地改良法第 3 条第 1 項第 2 号の規定による申出があったときは、これを承認することについて併せて意見を求める。

令和 4 年 1 月 14 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

50 ページをお開き下さい。

54 ページまで令和 3 年度農用地利用集積計画（第 10 号）の新規に利用権を設定するものが記載されております。

新 - 226 から新 - 300 までの 75 件であります。

契約期間別の内訳についてであります。契約期間 2 年が 3 件、3 年が 9 件、5 年が 31 件、6 年が 4 件、7 年が 1 件、8 年が 1 件、9 年が 1 件、10 年が 25 件であります。地目田の面積が 434,301 m²、畑が 8,568 m²、面積合計は 442,869 m²であります。

次に、55 ページから 59 ページには利用権を再設定するものが記載されております。

再-22 から再-254 までの 232 件であります。

契約期間別の内訳についてであります。契約期間 1 年が 6 件、2 年が 8 件、3 年が 98 件、5 年が 71 件、6 年が 18 件、10 年が 32 件、地目は田が 1,320,478 m²、畑が 10,791 m²、果樹園が 6,019 m²となっており、面積合計は 1,337,288 m²であります。

権利の設定を受ける者の住所・氏名、権利の設定をする者の住所・氏名、権利を設定する土地の所在につきましては、記載のとおりであります。

これらの要件につきましては、利用集積計画書や確約書、営農計画書で確認をしております。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

はじめに、「新-226 から新-300」までについて審議いたします。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、「新-226 から新-300」について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

次に、「再-22 から再-254」について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、「再-22 から再-254」について、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

以上、提出議案の審議はすべて終了いたしました。

それでは事務局より当面の日程について、説明してください。

局長

・当面の行事日程について説明する。

議長

ただいまの行事日程について何かご質問等ございますか。

ないようですので、事務局からその他連絡事項等、何かありますか。

事務局

ございません。

議長

それではこれもちまして、本日の定例総会を終了いたします。

午後 2 時 44 分終了

この会議の顛末を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和 4 年 1 月 14 日

議 長

議事録署名委員 2 番

議事録署名委員 4 番

農地法第3条調査書

議案第1号 No.1	所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市早口字上野岱・・・		
申請者	譲渡（貸）人	住 所	氏 名
		大館市釈迦内字稲荷山下・・・	〇〇〇〇
	譲受（借）人	住 所	氏 名
		大館市早口字赤坂下・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 佐々木 信成		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が保全管理(休耕地)を行ってきたが、今後は譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を借り入れ、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、1月7日、高坂千悦 農業委員と佐藤稔 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第2号 No.1	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市字松館・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住所	氏名
		大館市松木字松木・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所	氏名
		大館市松木字松木・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 佐々木 信成		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、譲渡(貸)人が保有する持分権利を取得し、今後も引き続き譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、1月6日、浅利瑞穂 農業委員と畠山米藏 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第2号 No.2		所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在		大館市根下戸字大破風下・・・ほか・・・筆	
申請者	譲渡(貸)人	住所	氏名
		大館市根下戸町・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所	氏名
		大館市根下戸町・・・	△△△△
作成者		農業委員会事務局 農地振興係 佐々木 信成	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人以外の個人に貸付し耕作が行われてきたが、今後は譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、1月7日、伊藤昇 農業委員と石垣忠廣 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第2号 No.3	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市松峰字西松峰・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市字中城・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市松峰字西松峰・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 佐々木 信成		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、寄付した代替地である。これまでも譲受(借)人が隣接する所有地と合せて法人へ貸付し耕作が行われてきたが、今後は譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、1月6日、浅利瑞穂 農業委員と畠山米藏 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第2号 No.4	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在	大館市松峰字松峰仁王田・・・ほか・・・筆	
申請者	住 所	氏 名
	譲渡(貸)人	大館市釈迦内字山道上・・・ ○○○○
	住 所	氏 名
	譲受(借)人	大館市松峰字西松峰・・・ △△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 佐々木 信成	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)法人の目的は農業経営であり、保有している機械の能力や農作業従事者の状況等からみて、今後、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する ○ しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は農地所有適格法人であり適用なし。	する ○ しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する ○ しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する ○ しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する ○ しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する ○ しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人以外の個人が耕作を行っており、今後は譲受(借)法人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられる。 なお、1月6日、浅利瑞穂 農業委員と畠山米藏 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する ○ しない

農地法第3条調査書

議案第2号 No.5	(所有権移転) ・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市松木字下袋・・・ほか・・・筆		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		千葉県稲毛区柏台1番・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市松木字松木・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 佐々木 信成		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する (しない)
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する (しない)
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する (しない)
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する (しない)
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する (しない)
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する (しない)
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も引き続き譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、1月6日、浅利瑞穂 農業委員と畠山米藏 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する (しない)

農地法第3条調査書

議案第2号 No.6	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在	大館市松木字下袋・・・ほか・・・筆	
申請者	譲渡(貸)人	住所 千葉県白井市白井・・・
		氏名 〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所 大館市松木字松木・・・
		氏名 △△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 佐々木 信成	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も引き続き譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、1月6日、浅利瑞穂 農業委員と畠山米藏 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第2号 No.7	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在	大館市芦田子字芦田子南・・・	
申請者	譲渡(貸)人	住所 青森県弘前市大字松原西二丁目・・・
	氏名	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所 大館市芦田子字芦田子南・・・
	氏名	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 佐々木 信成	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人による耕作が行われてきたが、今後は譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、1月7日、伊藤昇 農業委員と石垣忠廣 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第2号 No.8	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市白沢字松原・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市白沢字松原・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市白沢字松原・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 佐々木 信成		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、譲渡(貸)人と自作地相互の交換をするため本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられる。 なお、1月6日、浅利瑞穂 農業委員と畠山米藏 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第2号 No.9	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在	大館市白沢字松原・・・	
申請者	譲渡(貸)人	住 所
		氏 名
	譲受(借)人	住 所
		氏 名
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 佐々木 信成	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、譲渡(貸)人と自作地相互の交換をするため本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられる。 なお、1月6日、浅利瑞穂 農業委員と畠山米藏 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第2号 No.10		所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在		大館市比内町扇田字新大堤下・・・ほか・・・筆	
申請者	譲渡(貸)人	住所	氏名
		大館市比内町扇田字上庚申台・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所	氏名
		大館市比内町扇田字伊勢堂岱・・・	△△△△
作成者		農業委員会事務局 農地振興係 佐々木 信成	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、譲渡(貸)人と自作地相互の交換をするため本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられる。 なお、12月29日、菅原和久 農業委員と萬田信市 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第2号 No.1 1		所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在		大館市比内町扇田字新大堤下・・・ほか・・・筆	
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市比内町扇田字伊勢堂岱・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市比内町扇田字上庚申台・・・	△△△△
作成者		農業委員会事務局 農地振興係 佐々木 信成	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、譲渡(貸)人と自作地相互の交換をするため本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられる。 なお、12月29日、菅原和久 農業委員と萬田信市 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない